

都城市議会要覧

令和7年度版



(議場の様子)

都城市議会事務局

目 次

◎ 議会の概要

1. 議員数	1
2. 任期	1
3. 会派・党派	1
4. 年代別	1
5. 行政視察来市等状況	2
6. 特別職の報酬及び期末手当	4
7. 交際費	4
8. 旅費	4
9. 政務活動費	4

◎ 議会の運営

1. 議会の開会状況	5
2. 議決事件及び議決態様について	5
3. 常任委員会	7
4. 議会運営委員会	8
5. 特別委員会	9
6. 予算及び決算の審査方法	10
7. 請願・陳情の取り扱い及び処理件数	10
8. 一般質問	11
9. 質疑	11
10. 電子表決	11
11. 議会事務局組織編制	12
12. 議会広報、中継及び広聴	12

◎ 市議会正副議長

	13
--	----

資料

◎ 都城市の概要

1. 位置と地勢	14
2. 沿革	14
3. 交通要件	15
4. 市勢	15

◎ 議会の概要

1 議員数

(令和7年4月1日現在)

条例定数	29人	現員数	29人
------	-----	-----	-----

※ 平成30年1月28日執行の一般選挙から議員定数は29人
 :平成27年2月26日 都城市議会議員定数条例 可決 (34人→29人)

2 任期

令和4年2月5日～令和8年2月4日

3 会派・党派

(令和7年4月1日現在)

会派 \ 党派	自由民主党	公明党	日本共産党	立憲民主党	無所属	計
青雲	1				5	6
令和創生	1				4	5
公明		4				4
進政会	1				3	4
自由民主党有志会	4					4
さくら会	2					2
日本共産党都城市議団			2			2
立憲民主				2		2
計	9	4	2	2	12	29

4 年代別

(令和7年4月1日現在)

年齢	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	平均年齢
人員	2	4	2	13	7	1	62.88

※ 最年少 32歳 最年長 84歳

5 行政視察来市等状況

令和6年 40団体 331名

年月日	都道府県	市町村	人数	調査事項
R6.4.17	鹿児島県	霧島市	9	雨水管理総合計画におけるボックスカルバートを用いた排水管理について
R6.4.23	山口県	防府市	10	カーボンニュートラル推進事業（計画）について
R6.5.7	東京都	三鷹市	4	中心市街地中核施設「Mallmall」について
R6.5.10	千葉県	袖ヶ浦市	12	みやこのじょう市議会だよりの発行及びオンライン議会報告会について
R6.5.15	茨城県	ひたちなか市	9	中心市街地中核施設「Mallmall」について
R6.5.22	北海道	網走市	9	官民連携による中心市街地のにぎわい創出について
R6.5.28	宮崎県		14	施設管理におけるデジタル化について
R6.7.2	茨城県	下妻市	8	・中心市街地中核施設「Mallmall」について ・道の駅都城「NiQLL」について
R6.7.3	千葉県	袖ヶ浦市	4	物産振興拠点施設整備事業について
R6.7.9	北海道		18	移住者呼び込みのための人口減少対策及び合計特殊出生率が高い要因について
R6.7.10	北海道	岩見沢市	3	日本トップレベルの移住支援について
R6.7.18	島根県	松江市	4	ふるさと納税の取り組みについて
R6.7.19	千葉県	市川市	3	農業振興について
R6.7.22	京都府	宇治市	5	ふるさと納税について
R6.7.23	新潟県	十日町市	4	人口減少対策について（「3つの完全無料化」「移住応援給付金」の取組について
R6.7.23	宮城県	気仙沼市	6	ふるさと納税について
R6.7.30	石川県	金沢市	9	ふるさと納税について
R6.8.6	宮崎県		20	移住定住促進、子育て支援について
R6.8.8	神奈川県	平塚市	8	中心市街地中核施設「Mallmall」について
R6.8.9	福島県	相馬市	4	ふるさと納税の取り組みについて
R6.10.10	石川県	小松市	9	中心市街地中核施設「Mallmall」について
R6.10.16	北海道	北竜町	9	ふるさと納税について
R6.10.22	群馬県	太田市	10	こども家庭センターについて
R6.10.24	大分県	佐伯市	10	オンライン議会報告会について
R6.10.29	北海道	上富良野町	8	自衛隊との共存共栄のまちづくりについて
R6.10.30	神奈川県	藤沢市	11	物産振興拠点施設（道の駅）整備事業について
R6.10.31	青森県	三沢市	9	・みやこのじょう市議会だよりの編集について ・議会報告会について ・その他議会広報広聴活動に係る取組について

年月日	都道府県	市町村	人数	調査事項
R6.11.13	神奈川県	秦野市	14	・議会改革の取組について ・議会における広報・広聴の取組について
R6.11.11	三重県	志摩市	4	都城市立図書館の取組について（若者世代をターゲットとした地域自治拠点の在り方を学ぶ）
R6.11.12	兵庫県	姫路市	10	避難所管理システムについて
R7.1.14	東京都	瑞穂町 日の出町	5	自治体 DX について
R7.1.15	鳥取県	鳥取市	3	中心市街地中核施設「Mallmall」について
R7.1.15	熊本県	宇土市	5	移住・定住の推進について
R7.1.27	千葉県	流山市	4	デジタル（オンライン）を活用した子どもの学びについて
R7.1.28	広島県	福山市	8	物産振興拠点施設整備事業について
R7.1.30	千葉県	野田市	3	リモート窓口について
R7.2.3	大阪府	豊中市	9	都城市立図書館について
R7.2.4	大阪府	箕面市	9	避難所のデジタル化を含む地域防災力の向上について
R7.2.7	埼玉県	秩父市	6	ふるさと納税の取り組みについて
R7.3.26	千葉県	千葉市	10	ふるさと納税について

6 特別職の報酬及び期末手当

(令和7年度)

報 酬	議 長	500,000 円	市 長	940,000 円
	副 議 長	420,000 円	副市長(総括担当)	755,000 円
	委 員 長		副市長(事業担当)	675,000 円
	議 員	400,000 円	教 育 長	675,000 円
議員期末手当		6 月	12 月	合 計
報酬額 × $\frac{120}{100}$ (加算率)		$\frac{172.5}{100}$	$\frac{172.5}{100}$	$\frac{345}{100}$
監査委員		識 見 213,000 円	議 選	57,000 円

7 交際費

(令和7年度)

議 長	600,000 円	市 長	2,500,000 円
-----	-----------	-----	-------------

8 旅 費

(令和7年度)

常任委員会調査旅費	年額/1人	上限 110,000 円
議会運営委員会調査旅費	年額/1人	上限 100,000 円
費用弁償	—	定額支給(交通費のみ支給)

9 政務活動費

交付対象 及び 交付額	会 派	月額 30,000 円 × 所属議員数
	会派に所属しない議員	月額 30,000 円

◎ 議会の運営

1 議会の開会状況

(令和6年)

区 分	臨時会	定例会				計
	2月	3月	6月	9月	12月	
会期日数 (実数)	1日 (1)	29日 (8)	18日 (7)	31日 (8)	20日 (7)	99日 (31)
市長提出議案	1	63	17	40	49	170
委員会・議員 提出議案		2	5	2	3	12
一般質問者数		20	18	18	21	77

2 議決事件及び議決態様について

(1) 市長提出付議事件

(令和6年)

区分	種 類 別							議 決 態 様						
	地方自治法第96条1項 議 決 事 件				専 決 処 分 案 件 (地方自治法第一七九条)	自治法九六条一項一五号 及び九六条二項を含む その他すべての議案	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	継 続 審 査	審 議 未 了	撤 回	計
	条例(一号)	予算(二号)	決算(三号)	四号から四号までの議案										
臨時会	2月				1		1	1						1
定例会	3月	21	29		6	7	63	63						63
	6月	4	1		7	4	17	17						17
	9月	3	10	13	8		40	40						40
	12月	11	21		4		49	48					1	49
合 計		39	61	13	25	5	27	170	169				1	170

※報告案件は除く。認定・選任同意・承認等の可決は全て原案可決として記入。

(2) 委員会・議員提出付議事件

(令和6年)

区分		種 類 別					議 決 態 様						
		条 例	規 則	意 見 書	決 議	そ の 他	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	継 続 審 議	そ の 他 回	計
臨時会	2月												
定例会	3月	1	1				2	2					2
	6月	1	2	2			5	5					5
	9月			2			2	2					2
	12月	1		2			3	3					3
合 計		3	3	6			12	12					12

3 常任委員会

○任期：2年

○委員選出基準

各行政分野を所管する常任委員会

～ あらかじめ議員全員からの希望を取り、会派代表者会にて調整

広報広聴委員会

～ 各行政分野を所管する常任委員会から2名ずつ選出

委員会名	定数	現員数	所管事項
総務委員会	7	7	総合政策部、総務部、地域振興部、会計課、選挙管理委員会、議会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に関する事項
文教厚生委員会	7	7	健康部、福祉部、こども部、福祉事務所及び教育委員会の所管に関する事項
建設委員会	7	7	土木部及び上下水道局の所管に関する事項
産業経済委員会	7	7	環境森林部、農政部、ふるさと納税部、商工部、観光PR部、スポーツ部、国スポ・障スポ大会局及び農業委員会の所管に関する事項
広報広聴委員会	8	8	議会広報紙の編集及び発行に関すること並びに議会報告会の実施に関することその他議会の広報広聴に関する事項

【トピック】

「地域経営のための議会改革度調査2024」ランキング「第30位」

※早稲田大学デモクラシー創造研究所調査 全国1,544議会中（九州1位）

現在、都城市議会においては、『市民の幸福度の向上』に向け、実効性のある政策提言を行うために、政策提言協議会を立ち上げ、“政策立案型議会”を目指し、日々、活動しています。活動に当たっては、『都城市議会政策形成ガイドライン』を作成し、

★政策立案・提言をつくることだけに囚われ過ぎない。

★市民のしあわせを向上させる議会活動につなげることを主眼に置く。

などの、活動指針が規定されています。

活動指針に基づき、日々、活発に活動（議員間討議・意見交換）し、取り組んでいます！！

4 議会運営委員会

○委員定数及び任期

委員定数 9人（令和7年4月1日現在） 任期 2年

○委員選出単位

- ① 3人以上の所属議員を有し議会運営委員会の委員選出単位となる会派を「交渉会派」、2人の所属議員を有し単独では委員選出単位となれない会派を「2人会派」、会派に所属しない議員を「会派無所属議員」という。
- ② 「2人会派」及び「会派無所属議員」同士の申し合わせにより3人以上の連合体を構成し、議会運営委員会の委員選出単位となれる団体を「交渉団体」という。なお、同一の「2人会派」及び「会派無所属議員」は1つの交渉団体のみ所属することができる。

○定数の定め方

議員定数を交渉会派及び交渉団体（以下「会派等」という。）の最低構成要件である3人で除した商の整数部分を委員会条例で定めるものとする。

○委員の選出基準

- ① 会派等の所属議員の数に応じたドント方式によるものとする。ただし、交渉団体については、その構成議員数にかかわらず、選出する人数は1人とする。
- ② ドント方式で割り当てていく際に、商が同一の複数の会派等があるため委員を選出できないときは、商が同一の会派等によるくじで割り当てるものとする。

○議長及び委員外議員の出席

- ① 議長は、地方自治法第105条の規定に基づき、委員会に出席し、発言することができる。
- ② 副議長は、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは議長の職務を行うこととなるため、委員会への出席を求めることができる。
- ③ 交渉団体を構成しない2人会派及び会派無所属議員については、委員会が必要と認めた場合は、委員外議員として出席を求め、その意見を聴くものとする。なお、定例会中の議会運営委員会においては、議会運営上の周知等の必要性にかんがみ、委員会を傍聴するものとする。
- ④ 委員が委員会を欠席するときは、当該委員の会派等に所属する他の議員に委員外議員として出席を求め、その意見を聴くものとする。
- ⑤ 委員外議員においても、会派の所属議員への報告及び意見等の取りまとめの責務を負う。

5 特別委員会

(令和7年4月1日現在)

○委員の選出基準

① 委員の選出単位は、議会運営委員会の選出単位を準用することとし、3人以上の所属議員を有する会派等とする。

委員の選出については、会派等の所属議員の数に応じるものとし、所属議員の数を3人で除した商の整数部分とする。

ただし、交渉団体については、その構成議員数にかかわらず、選出する人数は1人とする。

② 委員の定数については、①で得た数の合計とする。

③ 議長及び副議長は委員にならないものとする。また、委員が正副議長に就任したときは、委員を辞任し、その者が所属する会派等から後任の委員を推薦するとともに、その者が正副委員長の職にあった場合は、当該役職の選挙を行うものとする。

※「委員会等の委員選出に関する要綱」によらず、会派代表者会にて全会派から委員を選出することを決定した事例あり。

委員会名	定数	設置の目的
都城志布志道路建設対策特別委員会	8	都城志布志間の地域高規格道路の建設を促進し、南九州圏域の活力ある地域づくりに寄与する。

6 予算及び決算の審査方法

○予 算

※一般会計予算（当初・補正予算）の歳入・歳出は各常任委員会に分割付託。

※特別会計・企業会計は所管常任委員会に付託。

※当初予算説明会については、全員協議会の形で行い、当局が説明を行うのみで、質疑は行わない。（3月定例会、当初予算のみ）

○決 算

※審査方法は、予算の審査に準じる。

※9月定例会上程、9月定例会中に採決。

7 請願・陳情の取り扱い及び処理件数

○請願の取り扱い・・・所管の常任委員会に付託。

○請願の処理件数

年次	採択	不採択	撤回	審議未了	継続審査	計
平成30年						0
平成31年 令和元年	1					1
令和2年	2	1				3
令和3年		1			1	2
令和4年	1	1				2
令和5年		2				2
令和6年	3					3

○陳情の取り扱い

陳情又はこれに類するものが提出されたときは、議員全員に原文コピーを配付する。

※平成25年9月定例会から平成28年9月定例会までは、所管の常任委員会に付託。ただし、陳情者が全議員配付のみの取り扱いを希望するもの、市民でない者から提出されたもの、内容が特定の団体・個人を誹謗・中傷するもの等、議会運営委員会で委員会付託を行わないことを決定した場合は、議員全員に原文コピーを配付するのみの取り扱いであった。

○陳情の処理件数

年次	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	17	15	6	11	13	12	7

8 一般質問

質問通告提出期限	3月定例会 施政方針説明日の翌々日の12時30分まで 6・9・12月定例会 招集日の正午まで
質問順番	締め切り後抽選
質問者数の制限	なし
質問の方法	初回は登壇、以後は一般質問席
質問時間の制限	質問・答弁あわせて50分間以内
質問回数	回数制限なし
特記事項	・宮崎日日新聞3段を買い取り、「一般質問日程」を掲載している。 ・一般質問の日数は、各定例会ともに5日間としている。

9 質疑

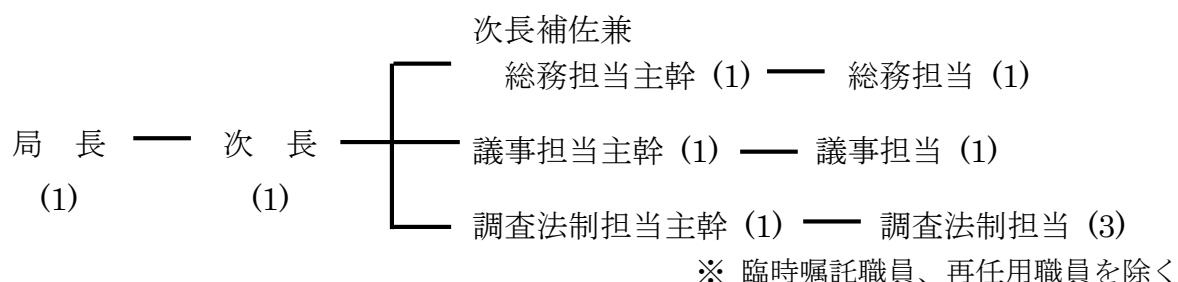
質問通告提出期限	議案付託日の前々日の正午まで
質問の方法	自席
質問順番	「発言通告書」の提出順
質問回数	3回まで

10 電子表決

平成26年12月定例会から、各議員の賛否の表明の明確化と市民にわかりやすい議会の実現を図るため、各議席にある押しボタンによる表決（電子表決）を導入した。また、令和5年12月定例会からはタブレット端末による電子表決を導入している。なお、採決結果は、議場内モニターや中継放送画面に即時表示される。

11 議会事務局組織編制

定数 10 人、現員数 10 人



12 議会広報、中継及び広聴

平成 26 年度から、「みやこのじょう市議会だより」を年 4 回発行している。

また、平成 11 年 6 月定例会から、地元ケーブルテレビでの本会議生中継及び録画放送（当日午後 8 時から）を行い、インターネットにおいても平成 29 年 3 月定例会から令和 3 年 3 月定例会までの本会議録画映像を配信している。また、令和 3 年度からは YouTube でも生中継・録画配信を開始。令和 5 年度からは 4 常任委員会全ての委員会審査も YouTube で生中継・録画配信している。

また、議会報告会や意見交換会等、市民への報告や意見交換の場を多用に設け、政策立案能力を強化するとともに政策提案の拡大を図り、議会活動に反映している。

さらに、近年は、SNS を積極的に活用した広報に務めており、平成 27 年度から Facebook、令和 4 年度からは都城市公式 LINE、令和 5 年度からは Instagram による情報発信を行っている。

令和 4 年度からは議会報告会をオンライン（YouTube）でも開催している。

◎ 市議会正副議長

議長

歴順 (代)	氏 名	就任年月日
1	下山 隆史	平成 18年 2月 14日
2	村吉 昭一	平成 20年 2月 14日
3	東口 良仲	平成 22年 2月 9日
4	榆田 勉	平成 24年 2月 9日
5	永山 透	平成 26年 2月 12日
6	荒神 稔	平成 28年 2月 9日
7	榎木 智幸	平成 30年 2月 13日
8	江内谷 満義	令和 2年 2月 12日
9	長友 潤治	令和 4年 2月 9日
10	神脇 清照	令和 6年 2月 9日

副議長

歴順 (代)	氏 名	就任年月日
1	有馬 吾平	平成 18年 2月 14日
2	村吉 昭一	平成 19年 2月 21日
3	蔵屋 保	平成 20年 2月 14日
4	橋之口 明	平成 21年 2月 13日
5	永山 透	平成 22年 2月 9日
6	黒木 優一	平成 23年 3月 1日
7	児玉 優一	平成 24年 2月 9日
8	榎木 智幸	平成 25年 2月 25日
9	神脇 清照	平成 26年 2月 12日
10	江内谷 満義	平成 27年 2月 26日
11	大浦 さとる	平成 28年 2月 9日
12	中田 悟	平成 29年 2月 27日
13	長友 潤治	平成 30年 2月 13日
14	永田 照明	平成 31年 2月 25日
15	佐藤 紀子	令和 2年 2月 12日
16	永田 浩一	令和 3年 2月 24日
17	上坂 月夫	令和 3年 6月 4日
18	川内 賢幸	令和 4年 2月 9日
19	音堅 良一	令和 6年 2月 9日

資料

◎ 都城市の概要

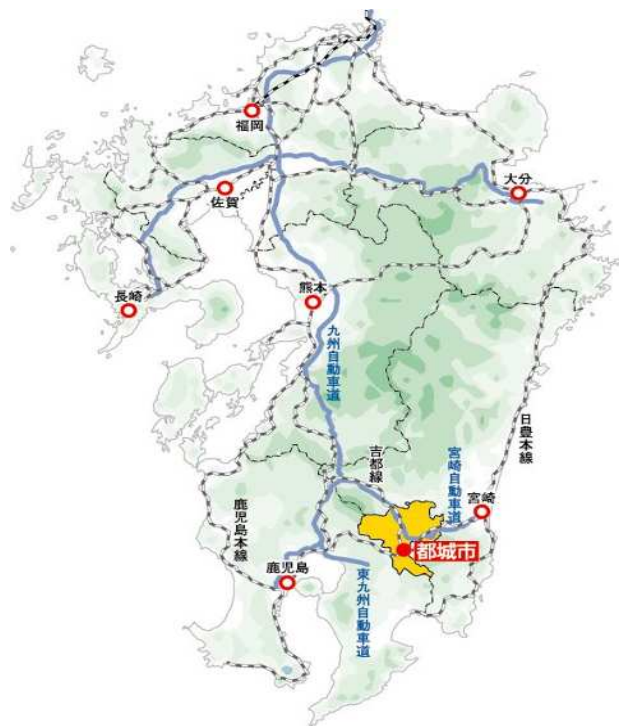
1 位置と地勢

都城市は、宮崎県の南西部に広がる都城盆地に位置し、東～北部を宮崎市・日南市・串間市・北諸県郡(三股町)・小林市・西諸県郡(高原町)に、南～西部を鹿児島県(曾於市・志布志市・霧島市)に接している。

北西に霧島連山、東に鰐塚山系など三方を山に囲まれて広大な盆地を形成している。

水利は、地下水や湧水に恵まれるとともに、35本に及ぶ1級河川大淀川の幹川・支川と、その他の普通河川があり、水量は豊富である。

海岸線は無く、東方に日向灘、南方に志布志湾、西方に錦江湾があり、海岸線からの直線距離は概ね30km程度である。



資料:国土地理院「地理院地図(世界測地系)」

2 沿革

都城市は、高千穂峰にまつわる天孫降臨神話から「神代(かみよ)の皇都(こうと)」と伝えられる。また、江戸時代末期に鹿児島藩が編さんした『三国名勝図会』によると、都城盆地は朝夕の霧が深く、まるで霧の海のようなことから「霧海」とも称されたという。

明治4年(1871)7月廃藩置県が断行され、都城市域は鹿児島県の管轄となった。しかし、同6年1月、日向国一円を宮崎県とする布告が出され、都城県は僅か1年余りでその歴史を終えた。同9年に宮崎県は鹿児島県に併合されたが、同13年頃より分県運動が起った。そして同16年に諸県郡を南北に分割し、南諸県郡(鹿児島県志布志市・曾於郡大崎町)を除く日向国をもって再び宮崎県が置かれることになり、都城市域は北諸県郡として宮崎県に属することになった。

大正13年(1924)4月1日には都城町が単独で市制を、同年5月15日に庄内村、昭和9年(1934)には高城村が町制を施行した。その後、同11年5月20日、都城市と沖水・五十市両村が合併、同15年には高崎村、同28年には山田村が町制を施行している。

昭和28年(1953)9月に町村合併促進法が制定され、北諸県郡内では、同31年7月15日に庄内町と西岳村が合併、荘内町が発足した。都城市は同32年3月1日には志和池村、同40年4月1日に荘内町、同42年3月3日に中郷村と合併した。この間、同39年

に山之口村が町制を施行している。

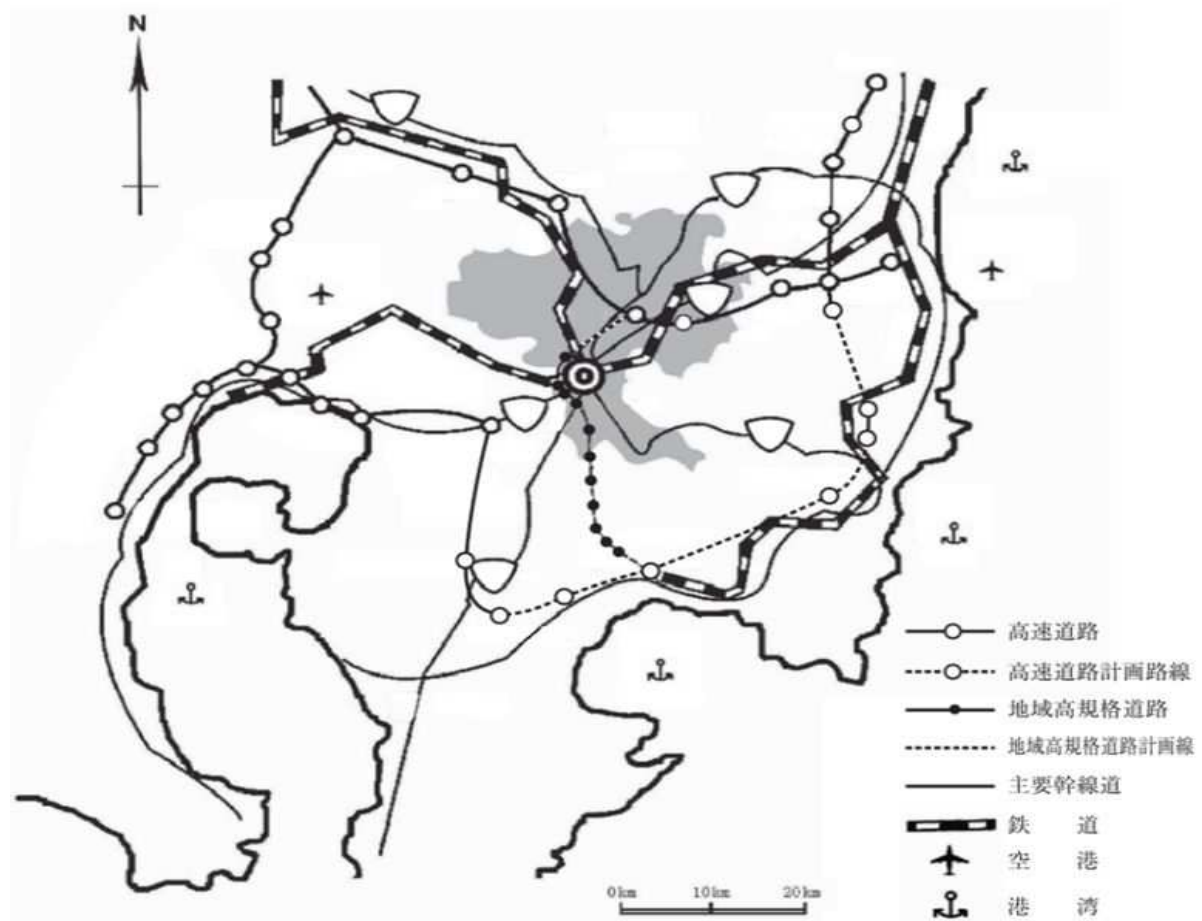
平成 12 年に地方分権一括法が施行され、同 18 年 1 月 1 日に都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の 1 市 4 町が対等合併し、新「都城市」が誕生した。

3 交通要件

都城市は、九州縦貫自動車道宮崎線や国道 5 本をはじめとする主要地方道が整備され、JR 日豊本線・JR 吉都線の 2 本が走り、また、40km 圏内には国から重要港湾の指定を受けている志布志港や油津港、さらに宮崎空港と鹿児島空港が位置するなど、陸・海・空の条件が整っている。

令和 7 年 3 月に全線開通した都城志布志道路は、本市を起点に鹿児島県曾於市を経由して志布志市に至る延長約 44km の自動車専用道路であり、九州縦貫自動車道宮崎線（都城 IC）や東九州自動車道（志布志 IC）と接続して広域交流ネットワークを形成し、「防災」「経済」「医療」の対策機能を担う。

資料：総合政策課



4 市勢

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

- ・面積 653.36 平方キロメートル
- ・人口 161,932 人 (男 76,679 人 女 85,253 人)
- ・世帯 82,280 世帯

都城市議会要覧

発行日 令和7年5月

発行元 都城市 議会事務局

TEL : 0986-23-7869

FAX : 0986-25-7879

議会事務局メールアドレス

gikai@city.miyakonojo.miyazaki.jp